

介護分野における特定技能協議会 協議会申請システム運用停止に伴う Q&A

Q1：改修の目的・変更点は何ですか。

→訪問系サービス従事に伴い必要となる適合確認書の発行を受けるにあたり、従来は Web フォームによる訪問系適合確認申請と、協議会申請システム上での入会証明書に係る申請を個別に行う必要がありました。今回の改修により、Web フォームによる申請が不要となり、協議会申請システム内でこれらの申請を一括して行うことが可能となります。

Q2：いつから申請・ログインできなくなりますか。

→2026 年 4 月 24 日（金）0:00 より申請受付停止、4 月 28 日（火）0:00 よりログイン停止を予定しています。

Q3：運用停止期間中、適合確認申請を行うことはできますか。

→適合確認申請フォームでの申請も 2026 年 4 月 24 日（金）0:00 より運用を停止いたします。手続きが必要な場合は、5 月 13 日（水）13:00 の協議会申請システム運用再開後にお願いいたします。

Q4：運用停止期間前に適合確認申請／書類提出を行った場合、事務局における書類確認は継続しますか。

→事務局の確認は継続いたします。

Q5：運用再開はいつですか。

→2026 年 5 月 13 日（水）13:00 を予定しています。確定した日程を含む詳細は、今後国際厚生事業団ホームページにてご案内しますので、ご確認ください。

Q6：運用再開後のログイン URL／ログイン ID／パスワードは変わりますか。

→変わりません。

Q7：システムの操作方法是変わりますか。

→適合確認申請の追加により一部操作が変更します。運用後にマイページの右上にあるメニューから「操作マニュアル」を参照いただきご操作ください。

Q8：改修前の登録情報は引き継がれますか。

→引き継がれます。

Q9：各種申請手続きのステータスが「申請中」から「差戻」に変更される場合、入力済の内容はどうなりますか。

→入力内容・アップロードが完了している書類はそのまま保持されます。

一方で、特定技能外国人の訪問系サービス従事に係る申請を行った一部の受入機関には、協議会申請システム上で再度申請を行っていただく必要があります。運用再開後に個別連絡いたしますので、事務局より連絡がありましたら、再申請をお願いします。

<参考：ステータス変更（「申請中」⇒「差戻」）される申請>

・協議会申請システム上で特定技能外国人を訪問系に従事させる事業所の登録／変更を申請したが、Web フォーム上の適合確認申請を行っていない場合、または、当事務局において適合確認申請書類確認中の場合

Q10：協議会申請システムにおける各種手続きが申請中のまま停止期間に入った申請はどうなりますか。

→「申請中」の状態が引き継がれます。※入力内容・アップロードが完了している書類も削除されず「入力済」のままとなります。

Q11：差戻中のまま停止期間に入った申請はどうなりますか。

→運用再開後に、再申請が必要となります。お急ぎの場合は 4 月 23 日（木）23:59 までに再申請をお願いいたします。

※入力内容・アップロードが完了している書類は削除されず「入力済」のままとなります。

Q12：協議会システムにおける各種手続きにおいて**入力途中（一時保存）のまま停止期間**に入った申請はどうなりますか。
→入力内容・アップロードが完了している書類は削除されず一時保存のままとなります。運用再開後に引き続き操作をお願いします。

Q13：停止期間中、**メール・郵送・FAXでの申請**は可能ですか。
→いずれの申請も受け付けておりません。運用再開後に申請をお願いいたします。

Q14：**急ぎの申請**ですが、どうしたらよいですか。
→運用停止前は申請が混み合うことが予想されます。早めのご対応にご協力をお願いいたします。

Q15：**停止期間に入会証明書が必要**となる見込みです。
→**運用停止前までにダウンロード**をお願いします。なお、運用停止期間中または直前に入会申請・入会証明書更新申請が完了した受入機関の皆様には、証明書の送付方法を個別にご案内いたします。

以上